**機密情報の取り扱いに関する確認書**

北海道電力ネットワーク株式会社（以下「甲」という）は，　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という）に対して以下の内容について要請し，乙は，その要請事項を遵守することを承諾する。

（目　的）

第１条　本確認書は，乙が出力制御機能付ＰＣＳを開発（以下，「本件開発」）するために，甲が乙に対して提供する機密情報の取り扱いを定めることを目的とする。

（機密情報の定義）

1. 本確認書における機密情報とは，本件開発のために，甲が乙に対して提供する情報（出力制御機能付ＰＣＳ（高低圧対応）スケジュール情報配信システム伝送仕様書等）の一切をいう。

（機密の保持）

第３条　乙は，機密情報を本件開発の目的の範囲内に限り使用するものとする。

　　２　乙は，善良な管理者の注意をもって機密情報を管理する義務を負うものとし，機密情報の紛失，破壊，改ざん，漏洩，盗用等の危険を防止し，機密情報の適切な管理を行うための合理的な安全対策を講ずるものとする。

　　３　乙は，機密情報を第三者および業務上関係のない従業員等へ漏洩，提供しないものとする。なお，提供には，閲覧，複写，貸与を含むものとする。ただし，あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は，この限りではない。

４　乙は，機密情報を取り扱う資格のある自己の役員および従業員等の範囲について，あらかじめ定め，甲の請求があるときは，その範囲を甲に通知するものとする。

（情報管理責任者の設置）

第４条　乙は，機密情報を安全に管理するために情報管理責任者を定め，甲の請求があるときは，業務を開始する前にその者の役職名・氏名を甲に通知するものとする。

（従業員等の安全管理義務遵守策）

第５条　乙は，機密情報の安全管理に関する教育を行うなど，従業員等に本確認書上の義務を遵守させるための必要な措置を講ずるものとする。

（管理状況の報告・立会い・監査）

第６条　甲は，乙の機密情報の管理状況に関し，必要に応じて乙の報告を求めることができるものとし，乙は，速やかにこれに応じるものとする。

　　２　甲は，乙の機密情報の管理状況に関し，必要に応じて甲が乙の業務遂行に立ち会うこと，乙の監査を行うことを乙に求めることができるものとし，乙はこれに応じるものとする。

　　３　甲は，第１項の報告，第２項の立会い，監査いずれかの結果に基づき，乙の機密情報の管理状況について，乙に是正を求めることができるものとし，乙はこれに応じるものとする。

（委任または下請けの禁止）

第７条　乙は，本件開発に係る業務の全部若しくは一部を第三者に委任し，または下請けさせてはならないものとする。ただし，あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。この場合，乙は，当該第三者に対して本確認書と同様の機密保持義務を課すとともに，当該第三者および当該第三者の被用者の行為につき，甲に対して一切の責任を負うものとする。

（個人情報の適正な取扱）

第８条　乙は，本件開発業務実施のために，甲から個人情報を開示された場合は，機密情報として取り扱うとともに，

個人情報保護法の規定に基づき当該情報を厳正に管理するものとする。

（機密情報の返還）

第９条　乙は，本件開発業務が終了した場合，または甲から要求があった場合には，機密情報が記録された資料等（複写物および電磁的記録を含む）を直ちに甲に返還するか，消去または廃棄するものとする。

（裏面に続く）

（権利義務の譲渡禁止）

第10条　乙は，甲の書面による同意を得ずに，本確認書の権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡し，継承させてはならない。

（不許諾）

第11条　乙は，本確認書に基づく甲から乙への機密情報の開示により，機密情報に含まれる甲または第三者のいかなる知的財産権その他一切の権利も乙に移転または許諾されるものではないことに同意する。

（事故発生時の措置）

第12条　乙は，機密情報の紛失，破壊，改ざん，漏洩，盗用等の事故が発生または予見される場合には，直ちに甲に報告し，甲の指示に従うものとする。

（損害賠償）

第13条　乙の責に帰すべき事由により，機密情報の紛失，破壊，改ざん，漏洩，盗用等の事故が発生し，甲または第三者に損害を与えた場合には，乙は，その賠償責任を負うものとする。

　　２　甲は，乙が機密情報の使用等により生じた損害について，一切の責任を負わないものとする。

（有効期間）

第14条　本確認書の有効期間は，本確認書締結の日から１年間とする。

　　２　前項に定める期間満了の１か月前までに甲または乙が別段の意思表示をしないときは，この確認書はさらに１年間継続するものとし，以後はこの例による。

（存続条項）

第15条　本確認書の失効に拘らず，第3条，第5条，第12条および第13条は，なお有効に存続するものとする。

（協議事項）

第16条　本確認書に定めのない事項または本確認書の解釈について疑義が生じた場合には，甲および乙は誠意をもって協議し，これを解決するものとする。

本確認書成立の証として，本確認書２通を作成し，甲乙記名押印のうえ各１通を保有する。

　　年　　月　　日

1. 北海道札幌市中央区大通東１丁目２番地

北海道電力ネットワーク株式会社

配電部長

(乙)